

6 月 2 日 (第 1 号)

令和7年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和7年6月2日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4

（報告）

第1号報告	専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）	4
第2号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	4
第3号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	5
第4号報告	令和6年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件	5
第5号報告	令和6年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	5
第6号報告	令和6年度豊能町下水道事業会計予算繰越計算書報告の件	6

（議案提案説明）

第29号議案	豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件	6
第30号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件	7
第31号議案	豊能町税条例改正の件	7
第32号議案	令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件	8

散 会 の 宣 告	9
-----------------	---

令和7年豊能町議会6月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和7年6月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
4 番	中川 敦司	5 番	寺脇 直子
6 番	管野英美子	7 番	永谷 幸弘
8 番	永並 啓	9 番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

議事日程

令和7年6月2日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第1号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）
- 日程第 3 第2号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 4 第3号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 5 第4号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件
- 日程第 6 第5号報告 令和6年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第 7 第6号報告 令和6年度豊能町下水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 日程第 8 第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件
- 日程第 9 第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件
- 日程第 10 第31号議案 豊能町税条例改正の件
- 日程第 11 第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆さん、おはようございます。

6月定例会議の開催に当たり一言御挨拶をさせていただきます。

一昨日と昨日、東ときわ台小学校と光風台小学校のそれぞれの最後の運動会を見してきました。最後ということもあり、本当に感慨深いものがありました。

光風台小学校は約200人、東ときわ台小学校は約100人、どちらも小規模ですが、やはり200人いると迫力が違うかなというふうに感じました。それでもどちらの学校の子どもたちも一人一人が全力で競技に取り組み、必死に応援もしていて本当に感動いたしました。

私も両方の学校に通っていたので、当時を思い出しながら見ていました。その中で思ったのは、やはりこんなに頑張っている姿をもっと多くの人に見てもらえたらなというところであります。

スポーツの試合でもコンサートでも舞台でも、やはり応援というものは力になります。そういう環境で競技をしたり演技をしたり、そうすれば確実に子どもたちの心に変化が起こります。

来年度からは西地区の三つの小学校が一つになり、大規模とまではいかないまでもクラス替えができる少し大きな学校が誕生します。とっても楽しみにしています。

以上であります。それでは座らせていただいて、進めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年豊能町議会6月定例会議を開会いたします。

それでは、定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

4月13日に開幕いたしました2025大阪・関西万博でございますが、先月5月に大阪ウィーク春の陣と題しまして、伝統文化をテーマに9日、10日と大阪府内の市町村の伝統文化を披露する機会がございました。

豊能町からは、和太鼓集団童夢、高山右近・志野の花嫁行列、こども狂言、そして高山地区の御神楽と4つの団体が万博で世界に向けて披露をいただき、多くの来場者に御覧いただき、4つの団体ともそれぞれの特徴をうまく生かしていただき、豊能町の魅力をしっかりPRしていただいたものと思っております。

行政におきましても、今エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社さんとともに、大阪府最北端の駅、能勢電鉄妙見口駅周辺の活性化、にぎわいづくりに向けた取組を進めるとともに、東地区におきましても、まずは公共施設の再編に合わせて地域活性化施設を整備し、農業振興とともに地域の活性化、にぎわいづくりに進めているところでございます。

また、コメリ大阪豊能店につきましても、先日5月27日に地鎮祭が執り行われまして、いよいよ躯体建設に向け進み出しているところで、沿道サービスと合わせて沿道のにぎわいづくりに進んでいるところでございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き地域の活性化、にぎわいづくりに御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

改めまして、本日6月定例会議に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

6月定例会議では、御報告と条例改正並びに補正予算に係ります案件を御提案させ

ていただいております。つきましては、慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、6月定例会議の会議期間は、本日から6月12日までの11日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・高尾靖子議員及び1番・池田忠史議員を指名いたします。

日程第2「第1号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）」の報告を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、第1号報告、豊能町税条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書は3ページ並びに概要資料及び新旧対照表を併せて御覧ください。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部については令和7年4月1日から施行されることに伴い、本町におきましてもこれに合わせて条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、税条例の一部を改正する条例の制定を令和7年3月31日に専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、条例の概要資料及び新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

概要資料の1. 軽自動車税につきまして

は、種別割の税区分の二輪の原動機付自転車について排気量は0.125リットル以下かつ、最高出力は4.0キロワット以下のものを加えることと、マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時に提示する免許証として扱うための規定を整備するものでございます。

2といたしまして、固定資産税につきましてはマンション管理適正化法に基づき、管理計画の認定を受けた認定マンションに関して固定資産税の特例を受ける場合に、申告書の提出がない場合でも管理組合の管理者から書類が提出されるなど、一定の要件に該当すると認められる場合に特例を適用することとする規定を新設するものでございます。

三つ目といたしまして、その他でございますが、引用法令の条項の移動に伴う改正、その他規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は法の一部の施行に合わせて、令和7年4月1日からの施行としております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第2号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）」の報告を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第2号報告、専決処分の報告の件について御報告いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の8ページを御覧ください。

専決日は専決第2号、令和7年4月21日でございます。相手方は表記のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和7年4月1日午後2時25分頃、兵庫県川西市国崎字小路13番地の国崎クリーンセンター敷地内におきまして、職員が運転する塵芥車が相手方の所有する停車中の車両に接触し、損害を与えたものでございます。

和解の内容といたしましては、町の過失割合を100%とし、相手方の所有する車両の修繕料及び代車費用として11万5,340円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第4「第3号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）」の報告を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第3号報告、専決処分の報告の件につきまして御報告いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の10ページを御覧ください。

専決番号は第3号で、専決日は令和7年4月28日です。相手方は表記のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和7年3月9日午後3時頃、町道新光風台80号線のけやき公園前におきまして、道路路面上のハンプの縁石がぐらついており、その上に相手方車両のタイヤが乗ることで縁石がはね、当該

車両に損害を与えたものでございます。

和解の内容といたしましては、町の過失割合を100%とし、相手方車両の修繕料及び代車費用として35万円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第5「第4号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第4号報告、令和6年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

議案書の12ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費の小中一貫校施設整備事業（東地区整備工事）でございますが、令和6年度継続費予算現額1,048万3,000円を全額繰り越したものでございます。

款10. 教育費、項1. 教育総務費の小中一貫校施設整備事業（西地区整備工事）でございますが、令和6年度継続費予算現額24億8,239万円から支出済額5億2,943万6,000円を除いた残額19億5,295万4,000円を繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第5号報告 令和6年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第5号報告、令和6年度豊能

町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

初めに、款2．総務費、項1．総務管理費の庁舎等修繕事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、当初予算及び9月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

同じく、道の駅に関する事前調査事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

同じく、地域公共交通維持確保事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

同じく、住民税非課税世帯支援給付金給付事業（低所得世帯支援枠3万円）でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

款3．民生費、項1．社会福祉費の第5次豊能町地域福祉計画策定事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、当初予算において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

同じく、低所得者の子育て世帯支援給付金給付事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

以下、款3．民生費、項1．社会福祉費の障害者（児）通所事業所、相談支援事業所および障害者入所施設支援金給付事業か

ら、一番下の款10．教育費、項6．保健体育費のシート管理維持体制持続化事業までの11個の事業につきましては、いずれも事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第6号報告 令和6年度豊能町下水道事業会計予算繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第6号報告、令和6年度豊能町下水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

議案書の16ページを御覧ください。

款．資本的支出、項．建設改良費の特定環境保全公共下水道事業の令和6年度豊能町マンホールポンプ等監視装置更新工事につきましては、令和6年度と7年度の2か年にわたって行っている工事として、町内に設置しているマンホールポンプ等の監視装置の更新工事を行っておりますが、請負業者から年度内に部分払いの請求がなかったことから、6年度予算額全額を次年度に繰り越すものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第29号議案、豊能町会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の17ページから18ページまで並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、一般財団法人自治体国際化協会が国と協力して実施する語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して、任用する外国語指導助手の月額報酬が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例では、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額の上限を33万円と定めているところですが、今回の見直しに伴い、上限を36万円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第30号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の19ページから20ページまで並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、令和7年6月に支給する町長の期末手当を減額するものでございます。令和6年12月の本条例の改正により、期末手当の支給割合が増額改定されましたが、特

例として同年12月に支給する町長の期末手当につきましては、改定前の支給割合とされたところでございます。

今回、令和7年の6月に支給する期末手当につきましても同様に改定前の支給割合とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第31号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第31号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。並びに条例の概要資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

本件は、地方税法の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものでございます。

概要資料の改正内容の1. 公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正につきましては、町税の賦課徴収に関する書類が住所等が明らかでなく交付ができない場合に、町の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度に関して、掲示場への掲示のほか、町のホームページに公示事項を表示する方法などが省令で定められたことに伴う改正でございます。

2の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備につきましては、19歳以上23歳未満で合計所得金額が扶養控除の対象となる58万円を超えて123万円以下の親族が特定親族

として新たに控除対象となるため、条例中の規定を整備するものでございます。

3の加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとするものでございます。

なお、施行日につきましては、1につきましては政令で定める日、2につきましては令和8年1月1日、3につきましては令和8年4月1日からとしております。

なお、町たばこ税に関しましては、経過措置といたしまして、令和8年4月1日からは現行の換算方式を半分用いて算定し、令和8年10月1日からは全て新たな換算方法を適用することとしてしております。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,094万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,794万8,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。

第2条といたしまして、継続費の補正でございます。「第2表 継続費補正（変更）」に記載のとおり、小中一貫校施設整備事業（西地区整備工事）につきまして、工事請負費の増に伴い、総額及び年割額を変更するものでございます。

7ページを御覧ください。

第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。「第3表 債務負担行為補正（追加）」に記載のとおり、イントラネット更新事業、保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

8ページを御覧ください。

第4条といたしまして、地方債の補正でございます。「第4表 地方債補正（変更）」に記載のとおり、小中一貫校施設整備事業の年割額の増に伴い、限度額を増額するものでございます。

次に、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目6. 企画費の5. 地域公共交通促進事業でございますが、地域公共交通を担う路線バス、タクシーの運転手を確保するため、新たに交通事業者等に運転士として就職された方を支援する補助金を補正するものでございます。

次に、目10. 防災諸費の2. 防災対策事業でございますが、防災情報等配信事業に係る費用を補正するものでございます。

15ページを御覧ください

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の1. 人件費事業でございますが、氏名の振り仮名法制化に要する人件費を補正するものでございます。

続きまして、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の6. 地域福祉推進事業でございますが、地域手当の増に伴い、町社会福祉協議会補助金を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費の2. 成人健康推進事業でございますが、がん検診の実施に係る健康管理システムの改修に要する費用を補正するものでございます。

続いて3. 予防接種推進事業でございますが、予防接種の実施に係る健康管理システムの改修に要する費用を補正するものでございます。

次に、目3. 母子衛生費の2. 母子健康推進事業でございますが、乳幼児健診の実施に係る健康管理システムの改修に要する費用を補正するものでございます。

続きまして、款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費の4. 消費生活事務事業でございますが、消費生活相談員の配置に伴い、研修に係る費用を補正するものでございます。

17ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、西地区小中一貫校施設整備における建築資材や人件費の高騰により増額となる工事費及び工事の進捗に伴い必要となりました外壁補修に要する工事費を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました氏名の振り仮名法制化に要する人件費に係る国庫補助金でございます。

次に、目3. 衛生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました健康管理システムの改修に係る国庫補助金でございます。

続きまして、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として3,558万3,000円を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

款22. 町債、項1. 町債、目6. 教育債でございますが、歳出のところで御説明申し上げました西地区小中一貫校施設整備事業に係る町債でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日提案説明された議案は6月4日に総括質疑を行い、6月5日の総務建設常任委員会、6日の福祉教育常任委員会で審査された後、最終日の6月12日の本会議で採決を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は明日、6月3日午前9時半より会議、一般質問を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時00分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第1号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）
- 第2号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第3号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第4号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費繰越計算書報告の件
- 第5号報告 令和6年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第6号報告 令和6年度豊能町下水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件
- 第31号議案 豊能町税条例改正の件
- 第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 1番